諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和４年１月１２日（令和４年（行個）諮問第５０１５号及び同第５０１６号）
答申日：令和５年１２月２８日（令和５年度（行個）答申第５１１４号及び同第５１１５号）
事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査復命書の一部開示決定に関する件
本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る審査請求に関する文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「令和２年特定月日決定した労災申請の調査内容」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報１」という。）及び「令和３年特定月日に決定した労災の審査請求の調査内容」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報２」といい，本件対象保有個人情報１と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした各決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の５欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）１２条１項の規定に基づく開示請求に対し，令和３年９月１４日付け滋労発基０９１４第１号及び同第２号により滋賀労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，順に「原処分１」及び「原処分２」といい，併せて「原処分」という。）について，不開示部分の開示を請求するというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，各審査請求書の記載によると，以下のとおりである。（共通）

黒塗箇所が不当に多いため，開示を請求します。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は，令和３年７月１４日付け（同月１６日受付）で，開示請求者として処分庁に対して，法１２条１項の規定に基づき，本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

（２）これに対して，処分庁が令和３年９月１４日付け滋労発基０９１４第１号及び同第２号により各部分開示決定（原処分）を行ったところ，審査請求人がこれを不服として，同年１０月１２日付け（同月１４日受付）で各審査請求を提起したものである。

２　諮問庁としての考え方

本件各審査請求については，原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し，その余の部分については，不開示を維持することが妥当である。

３　理由

（１）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，「令和２年特定月日に決定した労災申請の調査内容」（本件対象保有個人情報１）及び「令和３年特定月日に決定した労災の審査請求の調査結果」（本件対象保有個人情報２）である。

（２）不開示情報該当性について

ア　法１４条２号該当性

（ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書１－１の①，文書１－２の①，文書１－３，文書１－５の①，文書１－６の①，文書１－７の①，文書１－８の①，文書１－９の①，文書１－１０の①及び文書１－１１並びに文書２－１の①，文書２－２の①，文書２－３の①，文書２－５の①，文書２－６の①，文書２－７の①，文書２－８の①，文書２－９及び文書２－１０の①の不開示部分は，審査請求人以外の氏名，署名及び印影等，審査請求人以外の個人に関する情報であって，審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから，当該情報は，法１４条２号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書１－１の②，文書１－２の②，文書１－７の②及び文書１－８の②並びに文書２－２の②，文書２－３の②，文書２－６の②，文書２－７の②及び文書２－１０の②の不開示部分は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には，被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され，審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから，法１４条２号本文に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

イ　法１４条３号イ該当性

（ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書１－５の②，文書１－６の②及び文書１－７の⑤並びに文書２－５の②の不開示部分は，特定法人の印影である。印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり，これらの情報が開示された場合には，偽造等により悪用されるおそれがある等，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法１４条３号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書１－６の③及び文書１－７の④並びに文書２－５の③及び文書２－６の④の不開示部分は特定法人のファクシミリ番号であり，一般に公表されていない情報である。これらを開示した場合，特定の意図を持った者から業務の妨害を目的としたファクシミリ送信がなされ，その結果，業務に必要な連絡に支障を来す等，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法１４条３号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

（ウ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書１－６の④及び文書１－７の③の不開示部分は，特定法人の人事管理等に関する情報であり，文書２－１の②，文書２－６の③及び文書２－１０の③の不開示部分は，特定法人の業務内容及びシステムのＵＲＬ等に関する情報であり，当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には，当該法人が，当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法１４条３号イに該当するため，不開示とすることが妥当である。

ウ　法１４条７号柱書き該当性

（ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書１－１の②，文書１－２の②，文書１－７の②及び文書１－８の②並びに文書２－２の②，文書２－３の②，文書２－６の②，文書２－７の②及び文書２－１０の②は，特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり，これらの情報が開示された場合には，請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは，上記ア（イ）で既に述べたところである。

　加えて，これらの情報を開示するとした場合，被聴取者が心理的に大きな影響を受け，被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し，労災請求人側，法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し，公

正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって，これらの情報は，開示することにより，労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法１４条７号柱書きに該当するため，不開示とすることが妥当である。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち，文書１－６の④及び文書１－７の③並びに文書２－１の②，文書２－６の③及び文書２－１０の③の不開示部分は，特定法人の業務内容等に関する情報であり，一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは，上記イ（ウ）で既に述べたところである。

加えて，これらの情報は，守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき，当該法人に理解と協力を求めた上で得られたものであるから，当該情報を開示するとした場合には，このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い，労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり，公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって，これらの情報は，開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，法１４条７号柱書きに該当するため，不開示とすることが妥当である。

４　結論

以上のとおり，本件各審査請求については，法１４条各号に規定する不開示情報に該当する，別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって，同表中「法１４条該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については，同条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し，同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については，同表中「法１４条該当号」欄に表示する各号に該当することから，不開示を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

①　令和４年１月１２日　　諮問の受理（令和４年（行個）諮問第５０１５号及び同第５０１６号）

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受（同上）

③　同月２７日　　審議（同上）

④　令和５年５月２９日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議（同上）

⑤　同年１２月２１日　　令和４年（行個）諮問第５０１５号及び同第５０１６号の併合並びに審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象保有個人情報について

本件各開示請求に対し，処分庁は，本件対象保有個人情報の一部を法１４条２号，３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して，諮問庁は，諮問に当たり，不開示とされた部分の一部を新たに開示することとし，その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については，原処分を維持することが妥当であるとしていることから，以下，本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ，不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の５欄に掲げる部分）について

ア　通番１，通番３，通番２４及び通番２６は，調査復命書（以下「復命書」という。）の「総合診断」欄及び認定事実の記載の一部であり，通番８の１０頁及び１８頁並びに通番２８の７５頁及び８３頁は，事業場から労働基準監督署に提出された資料の一部の記載であり，通番１７及び通番３５は，労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容の一部である。当該部分は，審査請求人以外の特定の個人の姓であることから，法１４条２号本文前段に規定する個人に関する情報であって，開示請求者（審査請求人）以外の特定の個人を識別することができる情報に該当する。しかしながら，当該部分は，既に原処分で開示されている部分から審査請求人が容易に推認できる情報であると認められることから，法１４条２号ただし書イに該当し，開示すべきである。

イ　通番２，通番４，通番２５及び通番２７は，復命書の調査結果の記載の一部であり，通番１８及び通番３６は，労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容の一部である。当該部分は，審査請求人以外の特定の個人の聴取内容であることから，法１４条２号本文前段に規定する個人に関する情報であって，開示請求者（審査請求人）以外の特定の個人を識別することができる情報に該当し，同号ただし書イないしハに該当する特段の事情は認められない。そこで，法１５条２項について検討すると，当該部分の発言内容を開示しても当該被聴取者

を識別することができるとは認められず，当該被聴取者の権利利益が害されるおそれがあるとも認められない。

また，当該部分を開示することにより，被聴取者が，審査請求人等からの批判等を恐れ，被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょするなど，労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法１４条２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ　通番６及び通番２８の８頁の不開示部分は，事業場から労働基準監督署に提出された業務内容等についての報告書の記載のうち，当該事業場の産業医の氏名である。当該部分は，審査請求人以外の特定の個人の氏名であることから，法１４条２号本文前段に規定する個人に関する情報であって，開示請求者（審査請求人）以外の特定の個人を識別することができる情報に該当する。

そこで法１４条２号ただし書について検討すると，審査請求人は当該事業場の社員であることから，その産業医の氏名については，慣行として知ることができ，又は知ることが予定されている情報であるといわざるを得ず，同号ただし書イに該当し，開示すべきである。

エ　通番８の２８頁及び通番２８の８５頁は，特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定（３６協定）届に記載された労働者の過半数を代表する者の職氏名であり，通番９及び通番２９は，同届の労働者の過半数を代表する者の職氏名欄及び使用者欄に押印された当該事業場と労働組合の印影である。

３６協定については，労働基準法１０６条１項により事業場の労働者に対する周知義務があることから，当該部分は，いずれも当該事業場の職員である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち，労働者の過半数を代表する者の職氏名は，法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するが，審査請求人が知り得る情報であり，同号ただし書イに該当する。

また，当該事業場及び労働組合の印影については，法１４条３号イに規定する法人その他の団体に関する情報に該当すると認められるが，上記と同様の理由により，これを開示しても，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法１４条２号及び３号イには該当せず，開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の５欄に掲げる部分を除く部分）について

ア　法１４条２号該当性について

通番１，通番３，通番５，通番６，通番８，通番１２，通番１７，通番１９，通番２０，通番２１，通番２２，通番２４，通番２６，通番２８，通番３１，通番３５，通番３７，通番３８及び通番３９は，特定労働基準監督署が調査等を行った審査請求人以外の特定の個人の氏名，職名，署名，印影，電話番号，住所，職業，生年月日，聴取場所，療養費の支払機関の口座名称及び口座番号，所属等，社員番号である。これらは，法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

そこで，法１５条２項について検討すると，氏名，職名，署名（氏名が開示されているものを除く），印影（同左），電話番号，住所，職業，生年月日，支払機関の口座名称及び口座番号，所属等，社員番号は個人識別部分であることから，同項による部分開示の余地はない。その余の署名及び印影については当該文書の真正を示す認証的機能を有しているものと認められ，また，聴取場所については既に開示されている他の情報と照合することにより，当該個人が特定されるおそれがあり，いずれも個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法１４条２号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ　法１４条２号及び７号柱書き該当性について

通番２，通番４，通番１８，通番２５，通番２７，通番３６及び通番４０は，労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり，審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容であり，通番１３及び通番３２は，本件の労災請求に関し，特定事業場が審査請求人以外の関係者にヒアリングを行った内容である。これらを開示すると，被聴取者が，審査請求人等からの批判等を恐れ，被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし，客観的申述を得ることが困難となるおそれがあり，労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから，法１４条７号柱書きに該当し，同条２号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ　法１４条３号イ該当性について

（ア）通番７，通番１６及び通番２９は，特定の法人の印影であり，当該印影は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして，それにふさわしい形状をしているものと認められ，

これを開示すると，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法１４条３号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

（イ）通番１０，通番１５，通番３０及び通番３４は，特定法人のファクシミリ番号である。当該番号は一般に公表されていないとのことであり，これを覆すに足る事情は認められない。そうすると，当該部分を開示した場合，特定の意図を持った者から業務の妨害を目的としたファクシミリ送信がなされ，その結果，業務に必要な連絡に支障を来す等，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法１４条３号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

エ　法１４条３号イ及び７号柱書き該当性について

通番１１は特定事業場の勤務表であり，通番１４は特定事業場の社員一覧表及び特定事業場の産業医の診療関係記録，通番２３は休業不支給決定決議書中の特定事業場の労災保険の滞納の有無に係る情報，通番３３は特定事業場の産業医の診療関係記録及び審査請求人の採用面接の評定表，通番４１は特定事業場のシステムのＵＲＬ等である。当該部分は，一般に公にされていない当該法人の人事管理情報又は業務内容に係る内部情報であると認められ，これを開示すると，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法１４条３号イに該当し，同条７号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

３　本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法１４条２号，３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の５欄に掲げる部分を除く部分は，同条２号，３号イ及び７号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同条２号，３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員　長屋　聡，委員　久末弥生，委員　葭葉裕子

別表（不開示部分の不開示情報該当性）

1　文書名	2　不開示を維持する部分等	3　法１４条該当号	4　通番	5　開示すべき部分
調査復命書①（文書１－１）	①（氏名，職名等）２頁ないし７頁，９頁，１２頁ないし２３頁，２６頁ないし２８，３１頁ないし３７頁，３９頁，４０頁，４３頁，５１頁ないし５５頁，５７頁，５９頁，７４頁ないし８１頁，８３頁，８４頁の不開示部分 （印影）６９頁	２号	１	３頁１３行目ないし１４行目，１７頁の「認定事実」欄の本文１行目，１９頁の「調査結果」欄の３１行目及び３３頁の同欄の６行目の各不開示部分
	②（認取内容）４頁，７頁，９頁，１２頁ないし１５頁，１７頁ないし２３頁，２６頁ないし２８頁，３１頁ないし３７頁，３９頁，４０頁，５５頁，８１頁　①を除く不開示部分	２号及び７号柱書き	２	１８頁の「調査結果」欄の１２行目，１９頁の欄の２７行目，２８頁の同欄の２５行目ないし２６行目，３３頁の同欄の２行目及び２１行目の各不開示部分
調査復命書②（文書１－２）	①（氏名，職名等）３頁ないし８頁，１０頁，１３頁ないし２３頁，２６頁ないし２８頁，３１頁ないし３７頁，３９頁，４０頁，４９頁の不開示部分	２号	３	３頁４４行目，１７頁の「認定事実」欄の本文１行目，１９頁の「調査結果」欄の３１行目及び３３頁の同欄の６行目

				の各不開示部分
	②（認取内容）５頁，８頁，１０頁，１３頁ないし２３頁，２６頁ないし２８頁，３１頁ないし３７頁，３９頁，４０頁　①を除く不開示部分	２号及び７号柱書き	４	１８頁の「調査結果」欄の１２行目，１９頁の同欄の２７行目，２８頁の同欄の２５行目ないし２６行目，３３頁の同欄の２行目及び２１行目の各不開示部分
資料一覧（文書１－３）	２頁，３頁　氏名	２号	５	―
事業場提出資料①（文書１－５）	①（職名）７頁（氏名）８頁（署名）９頁	２号	６	８頁の不開示部分
	②９頁　法人の印影	３号イ	７	―
事業場提出資料②（文書１－６）	①（氏名）４頁，５頁，１０頁，１３頁，１８頁，２８頁，５１頁ないし５３頁，５４頁ないし８８頁	２号	８	１０頁及び１８頁の審査請求人が所属するグループ内及びその直属の上司の不開示部分並びに２８頁の労働者の過半数を代表する者の職氏名
	②２８頁　法人の印影	３号イ	９	全部
	③（法人のＦＡＸ番号）３０頁ないし３８頁，４８頁，４９頁，５１頁ないし５３頁	３号イ	１０	―

	④（勤務表）５４頁ないし８８頁　①を除く不開示部分	３号イ及び７号柱書き	１１	―
事業場提出資料③（文書１－７）	①（氏名・電話番号）２１頁，６５頁，８９頁 （氏名・職名）２４頁，２６頁，２７頁，４０頁，４３頁ないし４５頁，６３頁， （氏名）２５頁，３１頁，５５頁，６６頁ないし６９頁，７１頁，８６頁，９２頁，９３頁 （氏名・印影）４５頁 （署名・印影）４８頁，４９頁 （署名）６０頁，６１頁，８２頁	２号	１２	―
	②（聴取内容）２４頁ないし２７頁，不開示部分	２号及び７号柱書き	１３	―
	③６０頁，６１頁，６６頁，６７頁，６９頁，７０頁不開示部分 （社員一覧表）８８頁，９２頁 （診療関連記録）３３頁，３４頁	３号イ及び７号柱書き	１４	―
	④（法人のＦＡＸ番号）８３頁	３号イ	１５	―
	⑤８５頁　法人の印影	３号イ	１６	―
聴取書（文書１－８）	①（住所・職業・氏名・生年月日，聴取場所）２２頁，２８頁，３６頁 （氏名等）２４頁ないし２６頁，３５頁，３８頁，４３	２号	１７	２５頁の２３行目，３５頁の１０行目２９文字目ないし１１行目３文字目及び

	頁，４５頁，４７頁，５１頁ないし５３頁，５８頁，５９頁，６３頁，６５頁，６６頁不開示部分 （署名・印影）２７頁，３４頁，４１頁 （職業・氏名・生年月日・電話番号）３５頁，５８頁 （職業・氏名・生年月日）４２頁，４６頁，５０頁，５４頁，６２頁，６５頁			４５頁の６行目の各不開示部分
	②（聴取内容）２２頁ないし６７頁	２号及び７号柱書き	１８	２５頁の２１行目，３０頁の２０行目２０文字目ないし最終文字及び５６頁の８行目の各不開示部分
	③２６頁１０行目不開示部分	新たに開示	―	―
医療関係資料①（文書１－９）	①（署名）１頁 （署名・印影）８５頁 （印影）１２頁，１４頁，８６頁	２号	１９	―
	②（印影）１頁，２頁	新たに開示	―	―
医療関係資料②（文書１－１０）	①（氏名）４９頁 （支払機関・口座名称・口座番号・氏名・印影）５６頁，７２頁，７５頁	２号	２０	―
	②（印影）３８頁	新たに開示	―	―
医療関係資料③（文書１－１１）	（支払機関・口座名称・口座番号・氏名・印影） １頁，４２頁，４８頁，５２頁ないし５	２号	２１	―

	３頁，５８頁，６２頁，６６頁，１１３頁，１１４頁，１１８頁 （支払機関・口座名称・口座番号・印影）３５頁，３８頁，４１頁，５９頁，			
審査請求関係資料 （文書２－１）	①６５頁，９０頁 氏名	２号	２２	―
	②９６頁　不開示部分	３号イ及び ７号柱書き	２３	―
調査復命書① （文書２－２）	①（氏名，職名等）２頁ないし７頁，９頁，１２頁ないし２３頁，２６頁ないし２８頁，３１頁ないし３７頁，３９頁，４０頁，４３頁，５１頁ないし５５頁，５７頁，５９頁，７４頁ないし８１頁，８３頁，８４頁の不開示部分 （印影）６９頁	２号	２４	３頁１３行目ないし１４行目，１７頁の「認定事実」欄の本文１行目，１９頁の「調査結果」欄の３１行目及び３３頁の同欄の６行目の各不開示部分
	②（認取内容）４頁，７頁，９頁，１２頁ないし１５頁，１７頁ないし２３頁，２６頁ないし２８頁，３１頁ないし３７頁，３９頁，４０頁，５５頁，８１頁　①を除く不開示部分	２号 ７号柱書き	２５	１８頁の「調査結果」欄の１２行目，１９頁の同欄の２７行目，２８頁の同欄の２５行目ないし２６行目，３３頁の同欄の２行目及び２１行目の各不開示部分
調査復命書② （文書２－３）	①（氏名，職名等）３頁ないし８頁，１	２号	２６	３頁４４行目，１７頁

	０頁，１３頁ないし２３頁，２６頁ないし２８頁，３１頁ないし３７頁，３９頁，４０頁，４９頁の不開示部分			の「認定事実」欄の本文１行目，１９頁の「調査結果」欄の３１行目及び３３頁の同欄の６行目の各不開示部分
	②（認取内容）５頁，８頁，１０頁，１３頁ないし２３頁，２６頁ないし２８頁，３１頁ないし３７頁，３９頁，４０頁　①を除く不開示部分	２号及び７号柱書き	２７	１８頁の「調査結果」欄の１２行目，１９頁の同欄の２７行目，２８頁の同欄の２５行目ないし２６行目，３３頁の同欄の２行目及び２１行目の各不開示部分
労災請求関係書類（文書２－４）	７頁の不開示部分	新たに開示	－	－
事業場提出資料①（文書２－５）	①（職名）７頁，（氏名）８頁，６９頁，７０頁，７５頁，７８頁，８３頁，８５頁（署名）９頁	２号	２８	８頁の不開示部分，７５頁及び８３頁の審査請求人が所属するグループ内及びその直属の上司の不開示部分並びに８５頁の労働者の過半数を代表する者の職氏名

	②９頁，８５頁　法人の印影	３号イ	２９	８５頁の法人の印影
	③８７頁ないし９５頁，１０５頁，１０６頁，ＦＡＸ番号	３号イ	３０	―
事業場提出資料② （文書２－６）	①（氏名・電話番号）１頁，４５頁，１０１頁 （氏名・職名）４頁ないし7頁，２０頁，２３頁，２４頁，４３頁 （氏名・職名・印影）２５頁 （署名・印影）２８頁，２９頁 （氏名）１１頁，３５頁，４６頁ないし４９頁，５１頁 （署名）４０頁，４１頁，６２頁 （氏名・所属等）６５頁ないし９９頁 （氏名・社員番号・職名等）１０４頁	２号	３１	―
	②（聴取内容）４頁ないし７頁	２号及び７号柱書き	３２	―
	③（診療録）１３頁，１４頁 （評価内容）４０頁ないし４１頁，４６頁ないし４７頁，４９頁ないし５０頁 （勤務表）６５頁ないし１００頁①を除く不開示部分 （従業員図）１００頁，１０４頁	３号イ及び７号柱書き	３３	―
	④６３頁　ＦＡＸ番号	３号イ	３４	―
聴取書① （文書２－７）	①（住所・職業・氏名・生年月日，聴取場所）２２頁，２８頁，３６頁	２号	３５	２５頁の２３行目，３５頁の１０行目２９文

	（氏名等）２４頁ないし２６頁，３５頁，３８頁，４３頁，４５頁，４７頁，５１頁ないし５３頁，５８頁，５９頁，６３頁，６５頁，６６頁不開示部分 （署名・印影）２７頁，３４頁，４１頁 （職業・氏名・生年月日・電話番号）３５頁，５８頁 （職業・氏名・生年月日）４２頁，４６頁，５０頁，５４頁，５８頁，６２頁，６５頁			字目ないし１１行目３文字目及び４５頁の６行目の各不開示部分
	②（聴取内容）２２頁ないし６７頁	２号及び７号柱書き	３６	２５頁の２１行目，３０頁の２０行目２０文字目ないし最終文字及び５６頁の８行目の各不開示部分
	③２６頁１０行目不開示部分	新たに開示	―	―
医療関係資料①（文書２－８）	①（署名・印影）１１３頁 （印影）９頁，１１頁，１１４頁 （氏名）１６０頁	２号	３７	―
	②（印影）１頁，２頁	新たに開示	―	―
医療関係資料②（文書２－９）	（支払機関・口座名称・口座番号・印影・氏名） ９頁，２５頁，２８頁，３６頁，８０頁，８６頁，９０頁，９１頁，９６	２号	３８	―

	頁，１００頁，１０４頁，１５１頁，１５２頁，１５６頁 （支払機関・口座名称・口座番号・印影）７３頁，７６頁，７９頁，９７頁，			
聴取書等 （文書２－１０）	①（氏名・生年月日・聴取場所）２４頁 （署名）２６頁 （職業・氏名・生年月日・聴取場所）２７頁 （氏名）２５頁，２８頁	２号	３９	―
	②２４頁ないし２８頁　聴取部分	２号及び ７号柱書き	４０	―
	③３０頁ないし３６頁　ＵＲＬ等	３号イ及び ７号柱書き	４１	―

※１　諮問庁の理由説明書の別表を基に，当審査会事務局において作成した。

２　全部開示している文書１－４は除いている。

３　文書２－４は諮問庁の理由説明書の別表に無いが，諮問庁に確認の上，当審査会事務局において追記した。